

## 命 令 書

大阪府茨木市  
申立人 F  
代表者 委員長 A

大阪府茨木市  
被申立人 G  
代表者 取締役 B

大阪府茨木市  
被申立人 H  
代表者 代表取締役 C

上記当事者間の平成26年(不)第25号事件について、当委員会は、平成27年8月5日の公益委員会議において、会長公益委員播磨政明、公益委員水田利裕、同井上英昭、同清水勝弘、同平覚、同高田喜次、同辻田博子、同野田知彦、同橋本紀子、同松本岳及び同三成賢次が合議を行った結果、次のとおり命令する。

## 主 文

本件申立てをいずれも棄却する。

## 事 実 及 び 理 由

## 第1 請求する救済内容の要旨

- 1 被申立人ら共同による誠実団体交渉応諾
- 2 謝罪文の手交及び掲示

## 第2 事案の概要

- 1 申立ての概要

本件は、被申立人 H の従業員1名が、同社の閉鎖を通告され申立人組合に加入したことから、申立人組合が、同社及び被申立人 G に対し、同人の雇用継続に関して団体交渉を申し入れたところ、被申立人 H は単独でこれに応じたものの、被申立人

G がこれに応じないことから、被申立人双方が共同して団体交渉に応じないことが、不当労働行為であるとして申し立てられた事件である。

## 2 前提事実（証拠により容易に認定できる事実を含む。）

### （1）当事者等

ア 被申立人 G（以下「G社」という。）は、肩書地に本社を置き、主として建築物の増改築及びリフォーム等を営む会社であり、その従業員数は本件審問終結時3名である。

イ 被申立人 H（以下「H社」という。）は、肩書地に本社を置き、主として、不動産の売買、賃貸、仲介、あっせん、管理等を目的としている会社である。

ウ 申立人 F（以下「組合」という。）は、肩書地に事務所を置き、主に大阪地域で働く労働者により組織される労働組合であり、その組合員数は本件審問終結時約50名である。

### （2）本件申立てに至る経緯

ア 平成16年3月1日、建築物の増改築及びリフォーム等を営む会社として、G社が設立された。G社の役員は、取締役B（以下「B社長」という。）であった。

#### （乙1）

イ 平成24年11月13日、C（以下、同人がH社の代表取締役となる前も含めて「C社長」という。）は、取引先関連の知り合いであったB社長から300万円を借り入れ、同年12月3日に、H社を設立した。H社の役員は、代表取締役のC社長と取締役であるD（以下「D取締役」という。）で、会社設立時より、C社長がH社の株式を100パーセント保有している。

なお、D取締役は、G社の従業員である。

#### （甲5、乙6、丙2、当事者B、当事者C）

ウ 平成25年2月上旬、C社長は、金融機関から600万円を借り入れた。その際、B社長が連帯保証人となった。

#### （乙6、丙5、当事者B、当事者C）

エ 平成25年8月から同年9月頃には、H社は資金不足から事業継続が困難な状況となったものの、同社が閉鎖されると、B社長は、C社長からの資金回収の目途がたたなくなること、不動産業の利益の上がるのは春であり、春まで持ち堪えれば軌道に乗っていく旨C社長が述べていたことから、B社長は、追加で資金を貸し付けることとした。また、同年9月末頃、G社は

H社 の預金通帳及び印鑑を預かった。 H社 の業務に必要な出金等については、 C 社長が G社 の事務員に指示して行った。

(甲 3、乙 3 の 1、乙 3 の 2、乙 3 の 3、乙 4、乙 5、乙 6、当事者 B 、  
当事者 C )

オ 平成25年10月21日、 H社 の銀行口座に、 G社 から500万円が振込入金された。

(甲 4、乙 2、乙 6、当事者 B )

カ 平成26年 2月27日、 H社 と E (以下、同人が組合に加入する前も含めて「 E 組合員」という。)は雇用契約を締結し、同年 3月 1日、 E 組合員は、 H社 で就労を開始した。

(丙 1、証人 E 、当事者 C )

キ 平成26年 3月末日までに、 B 社長は、 H社 の銀行口座に残っていた資金を全額引き出した。

(乙 2、当事者 B )

ク 平成26年 3月末日頃、 C 社長は、 E 組合員に対し、同年 4月末日をもって H社 を閉鎖する旨通告した。

(証人 E 、当事者 C )

ケ 平成26年 4月11日、 E 組合員は組合に加入した。同日、組合は、 G社及び H社 に対し、「組合加入のお知らせと団体交渉申入れ」と題する文書を提出し、 E 組合員が組合に加入したことを通知するとともに、「 E 組合員の雇用継続に関して」を議題とする団体交渉 (以下「団交」という。)の申入れ (以下「本件団交申入れ」という。)を行った。

(甲 1、証人 E 、当事者 B 、当事者 C )

コ 平成26年 4月11日、 C 社長は、組合からの呼出しに応じ組合指定の場所に向き、団交に応じて、 H社 の設立から閉鎖に至る経緯及び G社 と H社 の関係等について説明した。

(甲 3、証人 E 、当事者 C )

サ 平成26年 4月15日、組合は、 G社 に対し、 H社 とは関係ない旨述べ団交に応じなかったとして、「抗議申入書」と題する文書 (以下「抗議申入書」という。)を提出した。

(甲 2)

シ 平成26年 5月19日、組合は、当委員会に対し、本件申立てを行った。

### 第 3 争 点

1 G社 は、 E 組合員の労働組合法上の使用者に当たるか。当たるとすれば、

本件団交申入れに対する G社 の対応は、正当な理由のない団交拒否に当たるか。

2 本件団交申入れに対する H社 の対応は、不誠実団交に当たるか。

#### 第4 争点に係る当事者の主張

1 争点1 ( G社 は、E 組合員の労働組合法上の使用者に当たるか。当たるとすれば、本件団交申入れに対する G社 の対応は、正当な理由のない団交拒否に当たるか。) について

##### (1) 組合の主張

ア 労働組合法でいう「使用者」は、雇用契約の当事者だけでなく、現実の労働条件に強い影響力・支配力を有するものを、その概念に包含することは、すでに多くの判例によって明らかになっている。 G社 が、労働組合法でいうところの E 組合員の「使用者」であることは間違いない。

本件の場合、 H社 は、その設立当初から、 G社 による全面的な資金のバックアップで運営されてきた。とりわけ、平成25年10月以降は、H社 の資金管理自体も G社 が行うようになった。それまでの資金(約900万円)を H社 が完全に使い果たした後に、 G社 は、今度は、借書もとらず、金額も言わず、預金通帳及び印鑑をほぼすべて管理してきた。

その中で、 H社 では、業務運営に必要な社員として E 組合員を B 社長の了解の上で採用し、パート従業員2名が G社 から派遣されて事務作業・営業を行うなど、 H社 は登記された法人ではあっても形式的に存在しているだけであって、その実態は G社 そのものであるといえる。

C 社長自身も「給料をもらっている」と考えたように、 H社 の資金を完全に押さえていたのは G社 であり、平成26年3月には、その G社 が投入していた資金をすべて回収したことをもって、 H社 は閉鎖へと追い込まれた。形式的に H社 の閉鎖手続を C 社長がやったかどうかは全く問題ではない。閉鎖が何によって決定されたかであり、それは G社 の資金引上げであることは明白である。

したがって、 G社 は使用者責任をとるべきであり、 E 組合員の雇用問題について組合と誠実に団交に応ずべき義務がある。

イ G社 は、 E 組合員の採用に関して、 B 社長が意見を述べたり、同意を与えたという事実はない旨主張するが、本件の審査で、 E 組合員の採用過程に B 社長が深く関わっていることが明らかになった。

また、 C 社長が資金回収を初めて聞かされたのは平成26年3月21日であったのに、それ以前から話をしていたとするなど、 B 社長の主張、発言は、虚言で

全体が構成されている。

仮に、資金回収の話が、B 社長、C 社長間で行われていたのなら、場合によっては平成26年3月末で H社 の存続が難しい重大な局面となるのであり、直接的に採用する立場の C 社長が友人でもある E 組合員に言わないはずがなく、新しく採用する場合は、それを了解してもらって入社してもらうのが、社会人として、経営者として最低限の礼儀であり、義務である。

G社 は、まじめに組合と話し合うのでなく、弁護士を雇い、本来なら E 組合員に対してその責任を果たすために使うべき金員を、雇用責任を回避するために、争いのために浪費しており、このような無責任な企業人に対して、大阪府労働委員会が明確にその責任を問い、不当労働行為是正の命令を早急に発するよう求める。

## (2) G社 の主張

ア G社 は H社 の債権者にすぎない。平成25年9月以降、G社が H社 の預金通帳を貸付金の担保として預かっていたのは事実であるが、預金通帳を預かっている間も H社 の経費等の支払は C 社長の具体的な指示のもと行われており、G社 が H社 の資金の運用について何らかの指示を出したり、G社 が H社 の資金を自社のものとして欲しいままに費消していたという事実はない。本件審査における C 社長の証言によると、G社 に預金通帳を渡してからは、お金の出入れの点では多少不便になったものの、H社 としての業務内容には大きな変更はなかったとも述べている。

また、G社 と H社 との間においては、会社法上の資本的な繋がりは一切なく、親子会社、グループ会社といった関係も認められない。この点、組合は H社 の経営を G社 が引き継ぐかのように思っていたようであるが、そのような営業譲渡契約を G社 と H社 との間で締結したという事実もない。

なお、組合は H社 の代表者である C 社長の給与が G社 から支払われていたと述べているが、そのような事実は認められない。C 社長の役員報酬はあくまで H社 の計算の中から支払われていた。

イ E 組合員は G社 ではなく、H社 に雇用されていた。これについては、E 組合員自身、H社 に入社したことや H社 との間で雇用契約書を交わしたことを認めているところである。

また、提出された証拠書類並びに C 社長及び B 社長の審問での証言内容からすると、E 組合員の給料は H社 の計算において支払われていたことも

明らかである。よって、E 組合員の直接的な雇用主はあくまで H社 であったことは揺るぎのない事実である。

この点、組合は、E 組合員の採用に関して、G社 の B 社長の同意が必要であったと主張しているが、このような事実はない。従業員を新たに雇用することは G社 の債権回収に重大な影響を及ぼす可能性があったため、H社 の C 社長は債権者である G社 の B 社長に対して、E 組合員を採用することを報告したにすぎない。C 社長は E 組合員の雇用についてのすべての権限が自分にあることを認識していたし、B 社長も E 組合員の雇用に関して口を出せる立場でないことを十分理解していた。組合の B 社長の同意が必要であるとの主張は組合の勝手な思込みにすぎず、客観的事実とは異なる。

ウ 次に、G社 と H社 は H社 の設立当初こそ、共同の発展を目指し業務提携を図っていたが、平成25年2月以降はその関係も解消して単なる債権者と債務者の関係となっていた。

また、リフォーム等を専門とする G社 の B 社長及び G社 の従業員でもある D 取締役が C 社長に対して、H社 の日常の不動産業務に関して、何らかの指示を出したということは一度もなかった。また、E 組合員の H社 における雇用期間は非常に短期間であったものの、その間に B 社長が E 組合員に対して業務上の指示を出したということもなかった。

よって、G社 は H社 の C 社長及び E 組合員に対しては、実質的な意味においても指揮監督権を有していなかったことは明らかであり、仮に、労働組合法の「使用者」概念を広義に捉え何らかの指揮監督権を有する場合も包含させると解釈したとしても、G社 が C 社長の「使用者」に該当しないことは明白である。

エ 以上のことからして、G社 は如何なる意味においても E 組合員との関係においては労働組合法上の「使用者」には該当しないことから、G社 に対して団交に応じることを求める本件申立ては早急に却下されるべきである。

2 争点2（本件団交申入れに対する H社 の対応は、不誠実団交に当たるか。）  
について

#### (1) 組合の主張

C 社長が、それなりに責任を痛感し、それなりにまじめに組合と話をしていたことは事実であるが、本件審査で明らかになったように、C 社長には、現実には E 組合員の雇用問題を解決する能力がなく、E 組合員の採用から H社 閉鎖の結果、仕事と賃金を失った E 組合員に対する責任を取れないのである。

H社 は、誠意を持って団交を行ってきた旨主張するが、C 社長 が、「自分にだけ責任がある」と述べて、G社 の責任を免罪するのであれば、真の解決を阻害することではかない。C 社長の責任は、真の責任者である G社 と共に団交に応じて組合と誠実に話し合うことによって解決の努力をすることである。

H社 は、単独で団交に応じ、その席で経緯を説明したからといって、雇用責任を果たしたことにはならず、G社 と共同して団交に応じる義務がある。

## (2) H社 の主張

E 組合員を雇用し、短期間にて退職させてしまい迷惑と負担をかけたことを申し訳なく思うが、組合からの団交申入れを拒否した事実はなく、不当労働行為を行った認識はない。

## 第5 争点に対する判断

争点1 ( G社 は、E 組合員の労働組合法上の使用者に当たるか。当たるとすれば、本件団交申入れに対する G社 の対応は、正当な理由のない団交拒否に当たるか。) 及び争点2 (本件団交申入れに対する H社 の対応は、不誠実団交に当たるか。) について

1 証拠及び審査の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

### (1) G社 と H社 の関係

ア 平成16年3月1日、建築物の増改築及びリフォーム等を営む会社として、G社 が、設立された。G社 の役員は、B 社長であった。

#### (乙1)

イ B 社長は、以前より取引先関連の知り合いで、勤め先を辞めた C 社長から今後の身の振り方についての相談を受けていた。その中で、平成24年10月頃、C 社長が不動産管理の会社を設立することとなり、B 社長は、設立資金を C 社長に貸し付けることとした。また、B 社長は、C 社長に対し、併せて、G社 の従業員である D 取締役を H社 取締役に就任させるよう要請した。

(甲3、乙6、当事者 B )

ウ 平成24年11月13日、C 社長は、B 社長から300万円を借り入れた。

(甲5、当事者 C )

エ 平成24年12月3日、不動産の売買、賃貸、仲介、あっせん、管理等を業とする株式会社として、H社 が設立された。H社 の資本金は300万円、役員は代表取締役 C 社長と D 取締役であって、H社 の株式については C 社長が100パーセント保有していた。

D 取締役は、4、5日に一回程度、H社を訪れていたものの、H社の業務について指示することはなく、H社からの役員報酬は受け取っていなかった。

(乙6、丙2、証人 E、当事者 B、当事者 C)

オ 平成25年2月上旬、C社長は、金融機関からH社の運転資金として600万円を借り入れ、B社長が連帯保証人となった。

(乙6、丙5、当事者 B、当事者 C)

カ 平成25年2月14日、H社に宅地建物取引業の免許が下り、同社は営業を開始した。

(当事者 C)

キ 平成25年2月頃、C社長の妻がH社の仕事を手伝うようになり、G社との関係について不満を言い始めた。

(甲3、乙6、丙5、当事者 B)

ク 平成25年3月初め頃、C社長は、B社長に対し、H社との一切の関係を切ってほしい旨述べた。B社長は、C社長に対し、貸付金を返してもらえば一切関係を断ち切る旨述べ、当初の300万円の貸付金の返済と金融機関からの借入金について連帯保証人の名前を外すよう求め、C社長は、近いうちに何とか対処する旨、同年8月までにはB社長からの借入金を返済する旨述べた。

(甲3、乙6、当事者 B)

ケ 平成25年8月頃には、H社は資金的に厳しい状態となり、同月から同年9月にかけて、C社長は、B社長に対し、借入金を返済できない旨、同年9月末まで会社を維持するのが難しい旨伝えた。H社が閉鎖されると、B社長は、C社長からの資金回収の目途がたたないこと、不動産業の利益の上がるのは春であり、春まで持ち堪えれば軌道に乗っていく旨C社長が日頃より述べていたことから、B社長は、C社長に対し、同26年3月まで持つ資金を貸し付ける旨述べた。その際、毎月25日頃に、C社長、B社長、D取締役の3名で会い、情報交換することとなった。

なお、同年9月末頃のH社の関係口座の残高は20万円程度であった。

(甲3、甲4、甲7の1から甲7の3、甲8の1から甲8の3、甲9の1から甲9の3、甲10の1から甲10の2、甲11の1から甲11の2、乙2、乙6、丙5、当事者 B、当事者 C)

コ 平成25年9月末頃、G社はH社の預金通帳及び印鑑を預かった。H社の業務に必要な出金等については、C社長がG社の事務員にファクシミリで指示して、G社の事務員が行った。

(甲3、乙3の1、乙3の2、乙3の3、乙4、乙5、当事者 C )

サ 平成25年10月中旬、 G社 は、 G社 の事務員を H社 に派遣した。同事務員は、 H社 の事務所で G社 の事務をしながら、留守番及び情報収集等を行った。 G社 は、 H社 に対し、情報提供料として毎月2万円を支払っていた。

(甲3、当事者 B )

シ 平成25年10月21日、 H社 の口座に、 G社 から500万円が振込入金された。本件審問において、 B 社長は、500万円くらいあれば同26年3月までいけるだろうと自分の考えで入金したもので、 C 社長には伝えた旨陳述した。

(乙2、乙6、当事者 B )

ス 平成25年11月25日から同26年2月25日までの間、 H社 から C 社長及び C 社長の妻名義の口座に、各月計30万円が振り込まれていた。

(甲3、丙3、丙4)

セ 平成26年3月19日、 C 社長、 D 取締役、 B 社長の3名が面談した。この中で、 B 社長は、 C 社長に対し、 H社 の売上等の数字が上がっていない旨、考えてもらわなければならない旨述べ、 C 社長は、分かった旨述べた。

(甲3、当事者 B 、当事者 C )

ソ 平成26年3月29日頃、 C 社長は、 G社 に赴き、 B 社長、 D 取締役と話をした。 B 社長は、 C 社長に対し、先行き資金を回収できる見込みはないと思うので、回収させていただく旨、今後はお金を貸すこともできない旨述べ、 C 社長は、仕方がない旨述べた。

(甲3、当事者 B 、当事者 C )

タ 平成26年3月末日頃、 C 社長は、4月末日をもって H社 を閉鎖することを決定し、その後、会社事務所の賃貸借契約の解約を含め事後処理を自ら行った。

(甲3、当事者 C )

チ 平成26年3月末日に、 B 社長は、 H社 の口座に残っていた資金を全額引き出した。

(甲7の1から甲7の3、甲8の1から甲8の3、甲9の1から甲9の3、甲10の1から甲10の2、甲11の1から甲11の2)

(2) E 組合員の H社 への採用及び就労状況について

ア 平成25年12月、 C 社長は、 H社 の営業社員の求人をハローワークに出したものの入社に至らなかったことから、同年年末頃から、20年程前からの知人

で、以前より H社 の話をしていた E 組合員に何度か声をかけてみたところ、 E 組合員がその当時勤めていた会社と同じ給与の条件の固定給30万円にインセンティブ15%であれば良い旨述べたことから、 B 社長にその旨の話をした。 B 社長は、 C 社長に対し、 C 社長の判断することである旨述べ、 C 社長は、同26年1月に、 E 組合員の希望どおりの条件で採用することに決めた。

(甲3、証人 E 、当事者 B 、当事者 C )

イ 平成26年2月27日、 E 組合員は、 B 社長、 C 社長及び D 取締役と会って話をした。本件審問において、 C 社長は、 E 組合員に対し、 B 社長と D 取締役に一回会ってくださいと言った旨、 B 社長は、 C 社長から、 E 組合員が入るので顔合わせをしましょうかと言われたので、挨拶だけしようということであった旨、 E 組合員は、その際、 B 社長から、今後、前向きな営業をしていくために必要な経費は言ってほしいとの話があった旨、それぞれ陳述した。

その後、 E 組合員は H社 と同日付け雇用契約を締結した。

同雇用契約書には、「1雇用内容 正社員、2雇用期間 平成26年3月1日雇用開始・期間の定めなし、3就業場所 茨木市

H社、4就業時間 午前9:30から午後7:00分 休憩時間12時から13時、但し、業務の都合上就業時間・休憩時間を変更する場合がある、5休日 毎週水曜日、年末年始、夏季休暇、但し、業務の都合により上記休日を変更させ就業する場合がある。6基本給30万円、インセンティブ 仲介売上金額(毎月1日～月末)の10%を翌月給与に5%分を6月分・12月分の給与にわけて支払うものとする、自家用車両の通勤を認めガソリン代として支給はするが交通費の支給はないものとする。締切日、支払日・毎月20日締当月25日、7支払方法 乙( E組合員)の口座へ振込、8退職に関する事項 期間の定めなし、9保険関係 健康保険 厚生年金 雇用保険の加入(労災保険は事業所に適用)(保険料は入社翌月の給与より徴収する)、10特約事項 本契約に規定されていない事項は、甲乙( H社 と E 組合員)協議の上定めるものとする」との記載があった。

(丙1、証人 E 、当事者 B 、当事者 C )

ウ 平成26年3月1日、 E 組合員は、 H社 で就労を開始した。

本件審問において、 E 組合員は、日常の業務指示を誰から受けていたのかとの審査委員の尋問に対し、誰から受けたというよりも、不動産の売買をするということに当たって、まずしなければいけないことはこうだということで、 C 社長と話をし、自分自身が動いた旨陳述した。

なお、E 組合員は、C 社長の指示により、G社 への情報提供として、どの家主と会ったといった内容を記載した業務日報を G社 に毎日送付していた。

(甲 3、証人 E 、当事者 C )

エ 平成26年 3月20日、D 取締役は、H社 を訪れ、E 組合員に対し、定かではないが、同年 3月末をもって、G社 から H社 に対する送金を打ち切るようなかたちになるであろうと述べた。

(証人 E )

オ 平成26年 3月25日、E 組合員は、同月分の給与を、C 社長の指示で G社 に赴き、G社 の事務員から受け取った。

本件審問において、B 社長は、C 社長と同年 3月で H社 の資金を回収する約束をしていたので、残っていた資金を全部回収したが、E 組合員の給与は回収する対象ではないので、引き出した資金から現金で返した旨陳述した。

(甲 6、証人 E 、当事者 B )

カ 平成26年 3月末日頃、C 社長 は、E 組合員に対し、同年 4月末日をもって H社 を閉鎖する旨通告した。なお、E 組合員は同年 4月20日まで H社 で就労した。

(証人 E 、当事者 C )

(3) E 組合員の組合加入以降の組合と G社 及び H社 とのやりとりについて

ア 平成26年 4月11日、E 組合員は組合に加入した。同日、組合は、G社 及び H社 に対し、「組合加入のお知らせと団体交渉申入れ」と題する文書を提出して、E 組合員が組合に加入したことを通知するとともに、本件団交申入れを行った。

同日、C 社長 は、組合からの呼出しに応じ組合指定の場所に出向き、団交に応じて、H社 の設立から閉鎖に至る経緯及び G社 と H社 の関係等について説明した。

(甲 1、甲 3、証人 E 、当事者 B 、当事者 C )

イ 平成26年 4月15日、組合は、G社 に対し、抗議申入書を提出した。

同文書には、①同日、組合の副委員長が B 社長 と電話で話をしたところ、B 社長は H社 とは関係ないと述べた旨、② E 組合員が、B 社長の指示と同意の上で、H社 に雇用されたことは事実である旨、③当時、H社 は当事者能力を失い G社 の管理下にあったことは C 社長からの聞取りで明らかである旨、④同年 3月 1日に採用して同月20日に会社閉鎖<sup>(マ)</sup>ということ

は社会常識に反することであり、採用・閉鎖を決めた G社 の責任は重大である旨、⑤法人として経営する以上、G社 は社会的責任を自覚し、この問題を正面から受け止めるよう、組合と同年4月24日までに団交を開催するよう申し入れる旨の記載があった。

(甲2)

2 G社 は、E 組合員の労働組合法上の使用者に当たるか、当たるとすれば、本件団交申入れに対する G社 の対応は、正当な理由のない団交拒否に当たるかについて、以下判断する。

(1) 組合は、H社 は、設立当初から G社 による全面的な資金のバックアップで運営されてきたのであり、G社 から派遣されたパート従業員が事務作業を行うなど、登記された法人ではあっても形式的に存在しているだけであり、その実態は G社 そのものであることから、G社 が E 組合員の使用者責任をとるべきであり、G社 には、E 組合員の雇用問題について組合と誠実に団交に応ずべき義務がある旨主張するので、以下検討する。

ア 前提事実及び前記1(1)ア、エ認定のとおり、G社 は、主として、建築物の増改築及びリフォーム等を行っており、H社 は、主として、不動産の売買、賃貸、仲介、あっせん、管理等を目的としていること、また、H社の株式はC社長が100パーセント保有していること、が認められ、両社は、異なる事業を行う別会社であることが認められる。

イ この点、組合は、H社 について、設立当初から G社 による全面的な資金のバックアップで運営されてきており、とりわけ、平成25年10月以降はH社 の預金通帳及び印鑑を G社 が管理するなど、H社 の実態は G社 そのものである旨主張し、G社 は、貸付金の担保として H社 の預金通帳及び印鑑を預かった旨主張するのでこれをみる。

前記1(1)ウからカ、ケ、コ、シ、セからチ認定によると、① C 社長は、B社長から300万円を借用し、平成24年12月3日、資本金300万円で H社 を設立し、代表取締役役に就任して、その株式を100パーセント保有の上、同25年2月に、営業を開始したこと、② C 社長がそのころ金融機関から運転資金として600万円を借り入れた際、B 社長が連帯保証人になったこと、③平成25年8月から9月頃には、C 社長が、B 社長に対し、借入金を返済できない旨、資金的に同年9月末まで会社を維持するのが難しい旨伝えたのに対し、不動産業の利益の上がるのは春であり、春まで持ち堪えれば軌道に乗っていく旨 C 社長が述べていたことから、B 社長は、同26年3月まで持つ資金を貸し付ける旨述べたこと、④平成25年9月末頃、G社 は H社 の預金通帳及び印鑑を預かった

が、H社 の業務に必要な出金等については、C 社長が G社 の事務員に指示して行ったこと、⑤平成25年10月21日、H社 の口座に、G社 から500万円が振込入金されたこと、⑥平成26年3月19日、B 社長は、C社長に対し、H社 の売上等の数字が上がっていない旨述べ、同月29日頃には、資金は回収し、今後はお金を貸すこともできない旨述べたこと、⑦平成26年3月末日頃、C 社長は、4月末日をもって H社 を閉鎖することを決定したこと、⑧平成26年3月末日に、B 社長は、H社 の口座に残っていた資金を全額引き出したこと、がそれぞれ認められ、同25年10月以降は、B 社長あるいは G社 からの資金貸付等がなければ、C 社長は事実上 H社の事業運営ができなかったといえる。

また、上記のとおり、平成25年9月末日頃から、G社 が H社 の預金通帳及び印鑑を預かっていたことが認められる。しかしながら、平成25年10月21日に G社 から500万円が振込入金された分も含め、この間の H社の業務に必要な経費等の出金等は C 社長の指示でなされており、H社 の業務や経費等の支払に支障を来したとの疎明もないことからすると、G社 が H社 の預金通帳及び印鑑を自由に使用していたとはいえ、貸付金の担保として預かったとの G社 の主張も一定首肯でき、H社 の実態が G社 そのものであったとまではいえない。

以上のことからすると、H社 は、G社 から貸付等により資金面で影響を受ける立場にあったことは認められるものの、H社 の実態は G社 そのものであるとまではいえないのであるから、これに係る組合の主張は採用できない。

ウ また、組合は、G社 から派遣された事務員が H社 の事務作業を行っていたことをもって、H社 の実態が G社 そのものであった根拠として主張することから、以下、G社 と H社 の人的関係についてみる。

前提事実及び前記1(1)イ、サ認定のとおり、① D 取締役は、G社 の従業員であったこと、② G社 は、平成25年10月中旬からG社 の事務員を H社 に派遣し、同事務員は、H社 の事務所でG社 の事務をしながら、留守番及び情報収集等を行っていたこと、が認められるが、これらの者は、両社を兼務、兼任していたというべきである。

また、G社 は、H社 に対し、情報収集等に対する情報提供料として毎月2万円を支払っていたことが認められ、G社 から派遣された事務員が G社 の事務をしながら留守番及び情報収集を行っていたことをも

って、両社の業務が混然一体となっていたとまではいえない。

したがって、G社とH社の人的関係から、H社の実態がG社そのものであったとまではいえず、これに係る組合の主張は採用できない。

エ 以上のことからすると、両社が密接な関係にあり、H社がG社から、とりわけ、貸付等により資金面で影響を受ける立場にあったことは認められるものの、両社の業務が混然一体となっていたとまではいえないのであって、H社は、G社とは異なる事業を行う別会社であり、C社長がその株式を100パーセント保有する会社として独自の利益を追求していたといえ、H社の活動がG社の指示で運営されていたと認めるに足る疎明もないことから、H社の実態はG社そのものであったとまでみることはできない。

(2) 次に、労働組合法第7条にいう「使用者」とは、労働者の基本的な労働条件等に関して、雇用主と部分的とはいえ同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定することができる地位にあるといえる者については、その限りにおいて、「使用者」に当たるとみるのが相当であるので、以下、この点について検討する。

ア まず、E組合員に対する業務指示についてみる。

前記1(2)ウ認定のとおり、①本件審問において、E組合員は、日常の業務指示を誰から受けていたのかとの審査委員の尋問に対し、不動産の売買をすることによって、まずしなければいけないことはこうだということで、C社長と話をし、自分自身が動いた旨陳述したこと、②E組合員は、C社長の指示により、業務日報をG社に毎日送付していたこと、が認められるところ、G社がE組合員に対し、業務指示を行っていたとする具体的事実の疎明はない。そうすると、E組合員は、C社長から業務上の指示を受け、H社の業務に従事していたとみるのが相当である。

イ 次に、E組合員の雇用の可否を含む労働条件の決定についてみる。

(ア) 前記1(2)ア、カ認定によると、①E組合員の採用に当たっては、C社長がE組合員に声をかけ、C社長の判断でE組合員の希望どおりの条件で採用することと決定したこと、②平成26年3月末日頃、C社長は、E組合員に対し、同年4月末日をもってH社を閉鎖する旨通告したこと、が認められ、E組合員の雇用に係る決定及び通告がC社長によってなされている一方、G社がE組合員の具体的な労働条件を決定し、管理していたと認めるに足る疎明はない。

(イ) この点、組合は、E組合員はB社長の了解を得てH社に採用され

たものである旨主張する。確かに、前記1(2)ア、イ認定によると、平成26年2月27日、E組員は、C社長に言われ、同社長及びD取締役とともにB社長と会って話をしたこと、その後、E組員がH社と同日付け雇用契約を締結したこと、が認められるものの、一方で、E組員の採用について、B社長は、C社長に対し、C社長の判断することである旨述べて、C社長が、同年1月に、E組員の希望どおりの条件での採用を決定したことが認められる。

これらのことからすると、C社長が、B社長に対し、E組員の採用について話をした後、E組員を同人の求める条件で雇用することを決定したのはC社長であり、平成26年2月27日にE組員がC社長とともに会ったことも、採用決定後の入社直前に、C社長がE組員をB社長やD取締役に紹介したにすぎないといえるのであって、G社がE組員の雇用に対し直接の影響力を及ぼしていたとはいえない。

(ウ) また、E組員が組合に加入し、組合が本件団交申入れをして以降のH社の対応をみると、前記1(3)ア認定のとおり、平成26年4月11日、C社長が、組合との団交に応じて、H社の設立から閉鎖に至る経緯及びG社とH社の関係等について説明したことが認められ、H社が主体的にE組員の雇用に係る問題に対応していたというべきである。

(エ) したがって、E組員の雇用の可否を含む労働条件に係る意思決定は、H社が行っていたというのが相当である。

ウ 以上のとおり、E組員は、C社長から業務上の指示を受け、H社の業務に従事しており、また、H社がE組員の雇用の可否を含む労働条件を主体的に決定していたというのが相当であることから、G社が、E組員の基本的な労働条件について、雇用主と部分的に同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定することができる地位にあったともいうことができない。

(3) 以上のことからすると、G社とH社との関係について、事実上、貸付等により資金面でG社がH社に影響力を及ぼしていたということができるとしても、H社の実態はG社そのものであったとまでみることはできず、また、G社が、E組員の基本的な労働条件について、雇用主と部分的に同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定することができる地位にあったともいうことはできない。

したがって、G社は、E組員の労働組合法上の使用者には当たらないことから、本件団交申入れに応ずべきとの申立ては、棄却する。

3 本件団交申入れに対する H社 の対応は、不誠実団交に当たるかについて、以下判断する。

(1) 組合は、H社 が単独で団交に応じ、その席で経緯を説明したからといって、雇用責任を果たしたことにはならず、G社 と共同して団交に応じる義務がある旨主張する。

(2) 前記1(3)ア認定のとおり、平成26年4月11日、C社長が、組合との団交に応じて、H社 の設立から閉鎖に至る経緯等について説明したことは認められるものの、G社 と共同しての団交には応じていない。

しかしながら、前記2(3)判断のとおり、G社 は、E組合員の労働組合法上の使用者に当たらないことから、本件団交申入れに応じる義務はない上、H社 は団交に応じていることから、この点に関する組合の主張は採用できない。

(3) 以上のことからすると、本件団交申入れに対する H社 の対応が、労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為であると認めることはできないから、この点に関する組合の申立ては棄却する。

以上の事実認定及び判断に基づき、当委員会は、労働組合法第27条の12及び労働委員会規則第43条により、主文のとおり命令する。

平成27年9月4日

大阪府労働委員会

会長 播磨政明 印